

第9期中津川市介護保険事業計画 地域密着型サービス事業所募集要項

1 公募の趣旨

第9期介護保険事業計画に基づき、中津川市における地域密着型サービスの整備を行うため、事業者を公募し選考を行います。

2 公募する地域密着型サービス

サービスの種類	整備量	開設年度
認知症対応型通所介護 (介護予防を含む)	1 か所 (定員 3 人)	令和 8 年度
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) ※根の上ゾーン	1 か所 (定員 29 人以下)	令和 8 年度

※サービスの種類欄に、日常生活圏域のゾーン記載のあるものにあつては、開設場所が当該日常生活圏域に限定されます。

3 応募資格

- (1) 本募集要項及び関係法令等を遵守するとともに、地域密着型サービス事業所を整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有していること。
- (2) 法人格を有し(取得予定含む)、施設整備・事業運営を直接行う事業者であること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 中津川市が指定した期日までに開設できること。
- (5) 当該法人について、市町村税等の滞納がないこと。

4 施設整備の要件

- (1) 事業予定地については、応募時点で確保されているか、その見込みがあること。
また、面積、形状、接道、給排水、農地法、農振法、都市計画法などの点から支障がないこと。
- (2) 施設整備に関しては、建築基準法、消防法、介護保険法等の関係法令や各種基準等を遵守すること。

5 応募方法

(1) 提出書類及び部数

別記に定める提出書類一式 正本1部、副本6部(副本はコピー可)

(2) 提出期間

令和8年8月12日（水）～令和8年9月30日（水）

※受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

(3) 提出先

中津川市健康福祉会館内 医療福祉部高齢介護課まで持参して提出してください。

6 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募受付期間終了後、書類の追加や差替えには応じられません。ただし、提出された書類の内容を確認するため、追加資料等の提出を求めることがあります。
- (2) 応募（書類作成費等）に要した費用は、全て応募事業者の負担となります。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 複数のサービスを同時に応募する事業者は、サービス毎に提出書類一式を作成してください。
- (5) 応募後に辞退される場合は、辞退届出書（様式6）を提出してください。
- (6) 応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募の無効（失格）とします。

7 事業者の選定

- (1) 審査は、事業者ごとに企画提案説明（プレゼンテーション）の聴取を行い、地域密着型サービス選定委員が書類、資格審査等により総合的に評価を行い選定します。
なお、プレゼンテーションの日程等については、応募事業者に別途通知します。
- (2) 審査結果は、応募事業者に文書で通知します。
- (3) 選定後において提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。
- (4) 選定結果に対する異議申立ては受け付けません。
- (5) 審査の結果、事業予定者「なし」とする場合があります。

8 選定後の手続

選定事業者であっても指定が確約されたものではなく、改めて所定の時期に指定申請を行っていただきます。申請を受け書類及び現地を確認し、地域密着型サービス運営委員会での協議を経て指定を行います。

なお、指定基準を満たさない場合には、指定しないこともあります。

別記

○提出書類

- 1 応募申請書（様式1）
- 2 開設計画書（様式2）
- 3 法人登記簿（3ヶ月以内のもの）
- 4 法人の定款（任意様式）
- 5 法人の前年度の決算書（任意様式）
- 6 開設予定地の位置図、公図、現地写真（任意様式）
- 7 建物の配置図、平面図、各室面積表（任意様式）
- 8 土地、建物等の所有がわかるもの（登記簿謄本、売買契約書、賃貸借契約書等）
- 9 代表者経歴書（様式3）
- 10 誓約書（様式4）
- 11 法人市町村民税の完納証明書
- 12 開設後5年間の収支計画（様式5）

＊提出できない書類がある場合はその理由書

○書類の体裁

- 1 図面・パンフレット類や、証明書类等規定のものを除き、原則A4サイズ（A3横折込可）とします。
- 2 書類の右側に書類番号「1～12」のインデックスをつけてください。
- 3 全体をフラットファイル又は綴り紐で綴じてください。

○ 辞退届（様式6）